

## 審議会等の会議の記録

会議の名称	伊勢崎市水道料金等審議会 第3回審議会
開催日時	令和5年7月7日(金) 14時00分～15時30分
開催場所	伊勢崎市上下水道局
出席者氏名	[委員] 熊倉会長、平川副会長、宮田委員、中西委員、星野委員、 中田委員、荻野委員、備前島委員、新井委員 [事務局] 新井上下水道局長、柳澤上下水道局副局長兼上水道整備課長、 関野上下水道局総務課長、中山浄水課長、井上下水道施設課 長、五十嵐下水道整備課長、糸井総務係長、小保方経理係長、 三上経理係長、土屋料金係長、南波料金係長、根岸主査、高橋 主任
傍聴人数	0名(公開)
会議の議題	(1) 水道料金改定案 (2) 下水道使用料改定案 (3) 臨時用・公衆浴場料金の検討 (4) 使用者への周知方法の検討 (5) パブリックコメント手続き資料の検討
会議資料の内容	・資料「第3回水道料金等審議会 資料」
会議における議事の経過及び発言の要旨	<b>【第3回審議会】</b> 1 議 事  (1) 水道料金改定案について 事務局から、「第3回水道料金等審議会 資料」に基づき、説明があった。県水の受水費の単価の改定があったため、水道料金の改定率の引下げを行うこととし、前回審議会で基軸とすることに決定された料金改定案に、引下げを反映させた案が提示された。 <b>【質 疑】</b> 会長：基本料金の収入割合が高まり、少量使用の水量料金値上げ額が10円だったのが5円ですむという、大変望ましい改善案だと思うので、異論があれば聞くという形をとるが、意見はあるか。

委員：特になし。

**水道料金改定案は事務局案を基に調整することが了承された。**

(2) 下水道使用料改定案について

事務局から、「第3回水道料金等審議会 資料」に基づき、説明があった。

**【質 疑】**

会長：使用料改定について、全国的な傾向はあるか。

委員：使用水量に左右されない料金体系が望ましいので、基本料金の割合を増やしていき、逡増度も下げていくという方向は一緒だと思われる。

会長：一番多い使用水量の比率はどのあたりか。

事務局：平均使用水量は4.2 m<sup>3</sup>である。口径は13 mmだと単身者が多く、一番多い水量は1 m<sup>3</sup>から2.0 m<sup>3</sup>である。20 mmだと4.1 m<sup>3</sup>から10.0 m<sup>3</sup>が多く、家族で使用している。単身者だと、1 m<sup>3</sup>から4.0 m<sup>3</sup>の間で使用している人がいる。今回の資料で1.0 m<sup>3</sup>の料金も示しているので、その辺りが単身者への影響として参考になると思う。一般家庭は4.1 m<sup>3</sup>から10.0 m<sup>3</sup>までの単価の影響が大きいと思う。

また、改定率だけでなく、どれだけ負担が大きくなるか差額を見てもらいたい。

会長：皆さんはどの案がよいか。

委員：B案がいいと思う。

委員：B案がいいと思う。

委員：C案がいいと思う。

委員：C案がいいと思う。基本料金で安定的な収入を得たいのは理解した。一般的な使用水量の4.2 m<sup>3</sup>から10.2 m<sup>3</sup>を使用している使用者の負担を考えると、C案は市民の負担が少ない。

委員：事業所でも4.2 m<sup>3</sup>から10.2 m<sup>3</sup>を使用しているところは多いと思う。改定案はC案がいいと思う。

委員：C案がいいと思う。

委員：他の委員の方は、市民の負担がどれくらいあるかよく見ている。基本料金は上げられる時に一度で上げたほうがいい。料金体系はC案がいいと思う。

委員：他の委員が言っていた通り、基本料金の割合を増やす。逡増度を下げていくことが重要である。今回の料金改定案は基本料金の割合は全て上がっている。逡増度もある程度下がっている。一般家庭の影響を考えると、C案がいいと思う。

会長：意見を聞くと、C案が多い。B案を推した2人もC案でよいか。

委員：はい。

会長：基本料金をしっかり上げる。水量料金はできるだけ抑えて、市民の方の使用水量が多い3.0 m<sup>3</sup>から6.0 m<sup>3</sup>ぐらいの間の負担が一番少ないC案に決定する。

**下水道使用料改定案はC案が了承された。**

(3) 臨時用・公衆浴場用料金の検討

事務局から、「第3回水道料金等審議会 資料」に基づき、説明があった。

【質 疑】

委員：伊勢崎市は公衆浴場がいくつあるのか。

事務局：伊勢崎市内は二つある。その中で、水道を使用しているのは一つである。

会長：臨時用及び公衆浴場用料金は、収入の割合としては小さく、ほとんど影響のないところであるので、臨時用の基本料金のみを一般用に準じて改定しその他については据え置きとする事務局案のとおりとする。

**臨時用及び公衆浴場用料金は事務局案で了承された。**

(4) 使用者への周知方法について事務局から、資料「第3回水道料金等審議会 資料」に基づき、説明があった。

【質 疑】

委員：SNSは事実であってもデマであっても拡散していくことがあるので、SNSを使う場合には、非常に即時性があるが、注意が必要である。後はホームページや広報誌、チラシは高齢者の方まで届くという意味では必ず必要なものである。ホームページは若い方を中心に見られるかと思うので、どの自治体でもやっている有効な手段である。事務局が提案された周知方法は、主要な手段で市民の皆さんに幅広く周知できると思う。

委員：前回と同じような広報活動でいいと思う。

委員：SNSは使い方次第で不具合があるので、今まで通りの広報活動でいいと思う。

委員：今までの通りの広報活動でいいと思う。

委員：前回の料金改定時の周知の際、何を見て料金改定を知ったのか。

委員：広報誌やチラシである。

委員：広報誌である。

委員：区長会である。

委員：広報は毎回見ているので、おそらく広報である。

委員：広報やホームページである。広報が一番有効であると思う。

委員：広報である。また、チラシも入れると周知できると思う。

委員：広報が一番有効である。後は、検針票だと皆見るのでいいと思う。

委員：検針員がチラシを投函する場合は、色紙がいいと思う。

事務局：前回は、青色の紙を使用した。

**周知方法は広報誌とホームページを中心に行うことで了承された**

(5) パブリックコメント手続き資料の検討について事務局から、資料「第3回水道料金等審議会 資料」に基づき、説

明があった。

【質 疑】

会長：料金改定の必要性、また、水道と下水道の2つの改定があり、水道料金は2回目の改定である。基本料金と水量料金の2つが改定になるので、どうすれば分かりやすく市民に示せるかや、最低限載せてほしいことなどについて議論してほしい。

委員：資料があっても見ないと思う。水道料金が値上げすることを目に付く箇所に掲載して、料金改定の説明を書いたほうがいい。

委員：前回の資料だと、料金改定の説明を書いても見ないと思う。まず、一番必要なところを書いたほうがいい。また、口径と使用水量によってどれくらい改定するか分かりづらい。

委員：料金改定はやむを得ないということを書けばいい。

委員：分かりやすいものがある。字がたくさんあると分かりづらい。

委員：なぜ料金改定をするのか。どのくらい値上げするのかなど、ポイントがいくつかあるので、それについて書いてあればいいと思う。また、関心がある人はパブリックコメントを読むと思うので、読む人が理解できる内容にしてもらいたい。

委員：どのくらい値上げするのか想像つかない。説明ができるようにしたい。

委員：パブリックコメントを見る人は、題名に何が書いてあるか読むので、一目で分かるようにしてもらいたい。また、水道事業は水道料金で経営していることを書いたほうがいい。後は、本来は4年間で料金収入が10%増となる改定をするところ、県水の単価の改定により7.2%増の改定となることも書いたほうがいい。

委員：結論は最初に書いたほうがいい。水道と下水道で写真を掲載すればいいのではないか。

会長：分かりやすく書くこと。結論は最初に書く。なぜ上水道は7.2%で下水道は15%の料金改定が必要なのかを明確な理由を書く。また、水道料金と下水道使用料で運営されていることを書くと、理解が得られるのではないか。そのため、パブリックコメントの原案を作っていただいて、次回の審議会でご意見いただく。

パブリックコメント手続きの概要について、次回の審議会  
引き続き審議することです承された。

そ の 他

次回の開催予定 ほか